

＜行政による早期対応について＞

いったん財産被害が発生 → 事業存続意思がない事業者の場合、被害の回復が困難な場合が多い → 行政において、早期の拡大防止、また再発防止が極めて重要

端緒情報の早期把握

・相談員から直接通知を受ける情報検討ネットワークの活用等

端緒情報の迅速な分析

・事案の性質を分析して判断

資料の速やかな収集

・資料提出命令の根拠規定を置くことも考えられる

措置の迅速な決定

・説明要求に応じない場合の勧告・命令
(安全法第40条)等

＜被害発生を防止するための方法＞

本研究会で検討された手法・制度	制度の概要	参考となる制度	制度の意義	課題
賦課金制度	行政庁が事業者に対して違反行為抑止のために必要な賦課金の納付を命じる制度	<ul style="list-style-type: none"> 以下の法律の課徴金制度 <ul style="list-style-type: none"> - 独占禁止法 - 金融商品取引法 - 公認会計士法 平成20年景品表示法改正法案の課徴金制度 ※閣議決定・国会提出後、廃案 (消費者庁への移管後、被害者救済制度の総合的検討と併せて検討することとされた) 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に財産被害を発生させた事業者から、経済的利得を剥奪 ↓ 事業者のやり得が生じることを防止 ↓ 事業者のインセンティブ喪失 ↓ 財産被害の発生・拡大を防止 	<ul style="list-style-type: none"> (不当表示事案) 他の制度・法律との関係 <ul style="list-style-type: none"> - 違法・不当な行為の抑止を目的とする他の手法(直罰規定や業務停止命令等の新設)との関連を考慮して、より有効な手段であるか 制度の在り方 <ul style="list-style-type: none"> - 対象事案をどのように絞り込むか(累犯は少数) - 合理的な賦課金額をどう算定するか([平成20年法案においては、売上額の3%、対象は売上額1億円以上]) - 配分が困難[被害者、被害額の特定が困難] - 民事上の請求権とどう調整するか(弁済した額を控除するか等) - 現体制下では、現行法の措置命令の執行に影響を与え得る(事件処理の長期化、調査の負担増による処理件数の減少等) (不当表示事案以外) ・特商法への導入については、相談件数が減少するなど必要性に乏しい ・消費者安全法上の「多数消費者財産被害事態」への導入については、執行状況を一定期間検証する必要

＜事業者の財産を保全するための方法＞

供託命令制度	消費者庁が、消費者に発生した被害額を認定し、事業者に対して相当額の供託を命じる制度	<ul style="list-style-type: none"> 現行の供託命令制度 <ul style="list-style-type: none"> - 銀行法第26条 - 保険業法第132条等の保管供託 ・暴対法への導入が検討されていた供託命令制度 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者及び消費者庁 <ul style="list-style-type: none"> - 事業者における保全すべき財産を特定する必要がない 消費者 <ul style="list-style-type: none"> - 民事保全のように担保を立てる必要がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督官庁ではない消費者庁が供託命令を出せるのか、出せるとしたらその根拠は何か(現行の供託命令制度は監督官庁によるもの) ・実効性の確保 <ul style="list-style-type: none"> - 供託命令違反の場合に罰則を科すことができるか(罰則を設けている他の法令は監督官庁が存在) - 悪質な事業者に対して実効性があるか ・供託させる金額の調査・認定方法 等
消費者庁による破産手続開始申立て	消費者庁が破産手続開始申立てを行う制度	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の財産隠匿・散逸を防止 消費者の被害回復が図られる ・(二次的には)社会にとって有害な事業活動を停止させることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁が事業者の生殺与奪を決めることが適切か ・金融監督庁を除き、他の業所管庁が破産手続開始申立権を有していないこととのバランスをどう考えるか ・調査権限・調査体制の検討が必要 ・事業者の財産の状況や他の優先債権との関係で、必ずしも被害救済に結びつかないおそれ

＜消費者の被害を救済するための方法＞

行政が直接消費者の被害救済を図るための手法・制度	行政庁が事業者に対して被害金額の返還等を命じる制度(消費者安全法による債務の履行を勧告・命令)	「債務の履行拒否」に対する特商法に基づく指示	・結果的に原状回復(被害回復)と事実上同じような効果を生じ得る	・対象事案が限定される(多数消費者財産被害事態、かつすき間事案) ・その場合、実効性があるのか 等
	行政庁が裁判所に対して、次の命令を申し立てる制度 ・事業者の行為の差止め ・(場合によっては)財産の保全 ・事業者に対する被害回復又は違法な収益の吐き出し	米国の制度 差止め、資産凍結命令と合わせた以下の申立て ・被害回復、利益吐き出し	<ul style="list-style-type: none"> 被害者への返還が可能 ・裁判所において手続を行うことにより手続保障を図ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が個別の授権なく公益の代表として申し立てるのか ・被害回復命令の申立てにつき、行政がどのように被害額を特定して申し立てるか ・違法収益吐き出し命令の申立てにつき、行政がどのように違法収益の範囲や額を認定・立証するか

消費者庁において、

必要な分野についての制度設計を検討

・被害の状況や執行状況を十分に踏まえる
・具体的な法的手当てを念頭に置く

検討の成果を踏まえ

以下について更なる検討

・消費者被害の防止・救済の目的達成に有効な手法
・課題解決により実現が可能な手法 等

その上で

具体的な手法・制度の検討

・導入すべきものの検討を深める

優先順位が高いものから早期に必要な法整備が着実に進められることを期待